

第七部

第二回 参議院厚生委員会會議錄第六号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○墓地、埋葬等に関する法律案(内閣送付)

○食肉輸入取締規則を廃止する法律案(内閣送付)

午前十一時十二分開会

○委員長(塚本重蔵君) 開会いたしました。前回提案理由の説明は聴きました。が、政府委員より墓地埋葬等に関する法律案について逐條説明を聴きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) それでは三木政府委員。

○政府委員(三木行治君) では逐條に御説明いたします。

第一條は、本法の目的を規定したものであります。各條の解釈適用は当然この趣旨に關つて行われる次第であります。

第二條は、定義について規定したものであります。納骨堂とは私人の家の佛壇等に遺骨を安置する場合は含まないものであり、不特定多数人から委託を受けて預る場合であります。

第二章は、埋葬、火葬、改葬の許可について各條の手續を規定しております。

第三條、「他の法令に別段の定」とは傳染病予防法に、傳染病死者の死体は二十四時間以内に焼くことができるという規定があります。

第四條は、埋葬、埋藏、火葬といふ

行為の場所的限定についてであります。

第五條は、埋火葬の許可証を發行するのは死亡地の市町村長であるという死亡地主義の原則を明示したものであります。省令の内容としては、普通の願出書式の外、死亡者本籍地の市町村長に死者の葬者の身許照会、改葬の旨の新開廣告等であります。

第六條は、前條の死亡地主義の原則の例外であり、死体が交通機関から降された地の市町村長に願出を要する趣旨であります。

第七條は、船舶の中で死亡又は死産があつた場合の処置について規定したものであります。これについては、船員法に詳細規定があるのであります。

第八條、許可証の様式は省令でこれを定めるのであります。

第九條、行旅中死亡した者の取扱について行旅病人及び行旅死亡人取扱法で規定してありますが、本籍もあり、現にその町村に住んでゐる者で天涯の孤獨者というような場合は、この法律に該当しないので、この者を埋火葬する義務を現住地の市町村長とし、その経費も前記法律に準ずることとした次第であります。

第三章は、墓地、納骨堂、火葬場の設置、維持、管理等についての全般的な規定であります。

第十條は、設置するときの許可制については、旧法の規定によつたもので、省令においては許可申請の様式を規定する予定であります。

第十一條、都道府縣においては、知事

を委員長とする都市計画委員会があり、都市計画は第一次的に、ここで定めまして、内閣総理大臣の決定を以て正式に決るのであります。その都市計画の中に含まれる墓地の新設、廃止は、その主務大臣の決定を以て既に許可になつたものと看做すという意味でありまして、別個に改めて知事の許可を必要としないということであります。

第十二條は、管理者の規定であります。

第十三條の、正当な理由とは、一般的、社会通念として認められてゐる慣行を含むのであります。

第十四條、犯罪を防止するため、許可証を確かに受領した後でなくしては埋火葬等をさせないという義務を管理者に課したのであります。

第十五條、省令の内容としては、墓地の図面、墓籍、火葬簿、納骨簿等について規定する予定であります。

第十六條、保存義務は旧法によれば一年であります。犯罪捜査等の都合から五年とした次第であります。

第十七條、墓地又は火葬場管理者の報告について規定したものであります。

第十八條、臨時検査について規定したものであります。

第十九條、知事の行政権限について規定したものであります。

第四章は罰則以下経過規定であります。

○委員長(塚本重蔵君) それでは質疑

に入ります。

○小川友三君 第二條に「妊娠四箇月以上の死胎を含む」とありますが、これを一箇月以上というふうにしたらどうかと思ひますが、政府の御意見を伺ひます。

次に、第四條に「但し特別の場合はこの限りでない」という句を入れたいように思ひますが、関東大震災の如き場合もあるのでは、この句を入れてはどうですか。お伺ひいたします。

○政府委員(三木行治君) 四箇月とは医学的根拠に基づくもので、これ以下では生理的に制約が困難でありますので、四箇月以上と考えておる次第であります。

次に天災地変の場合は、特別に規定しておりませんが、適宜の処置をとることになつております。

○井上正三君 埋葬後発掘するのはどうするのですか。

○政府委員(三木行治君) それは刑法及び刑事訴訟法で規定されております。

○山下義信君 第二條第五項の墓地の定義は如何なるものですか。個人の墓を建てる場合もこれに含まれてゐるのですか。第六項の納骨堂とはどういう施設をしたものをいうのですか。施設の範圍を伺ひます。

○政府委員(三木行治君) 個人の墓を建てる場合も含まれます。骨を預るところを納骨堂として取扱つております。

○山下義信君 その基準があるのですか。

か。

○政府委員(三木行治君) 納骨堂の規格は公衆衛生の見地から決めて行きたいと思ひます。その規格は各都道府縣の知事がその実情に應じて定めることになつております。

○山下義信君 寺院などの一部に欄などを設備して骨箱を多数收容してありますが、これも納骨堂の中に入りませんか。

○政府委員(三木行治君) 入ると思ひます。

○山下義信君 入るならば、本法の適用を受けることになりませんか。納骨堂と見なければ、焼骨の寄託は受けられないことになりませんか。今一度御明答をお願いいたします。

○政府委員(三木行治君) 寺院内の一部にさうな寄託を受けておられますことは、全く納骨堂として本法により公衆衛生、公衆福祉の見地から監督すべきものであると思ひます。

○山下義信君 第一條に「國民の宗教的感情に適合し」とあるのは、どういうところが國民の宗教的感情に適合するのですか。

○政府委員(三木行治君) 墓地、埋葬は祖先の眠るところであり、祖先崇拜の氣持で、この法律を處理して行くこととあります。

○山下義信君 手續のことは法律で書いてありますが、墓地、埋葬の管理を尊重に取扱ふことこそ、國民感情に適合するのぢやないかと思ひますが、これに關する規定がないようですが。

○政府委員(三木行治君) 御趣旨の通りであります。御趣旨は運営の上で徹底するよう努めたいと思います。

○山下義信君 第十三條に、死体等を乱葬に取扱つてはならない規定を設けないのは、このことは軽犯罪法に規定されてあるから、ここに規定していいのですか。

○政府委員(三木行治君) 御趣旨の通りであります。軽犯罪もあることながら、尚運用の上でも全きを期したいものと考えております。

○山下義信君 運用の上で第一條に關する全きを期し得られますか。

○政府委員(三木行治君) 運用の上で御趣旨に副いたい。かように考えております。

○宮城タマヨ君 火葬場の建物等については、最低の基準というようなのは決つておりませんのでございませうか。

○政府委員(三木行治君) 火葬場の設備等につきましては、建物の基準というものは只今のところ決つておりません。従いまして、例えば山の中の本當の辺鄙なところにおきましては、いわゆる野辺の送りというやうなことで、野末の一角の地域を、火葬場というやうなことで許可を受けてやつて行くというものも、場合によれば、あり得るかと考えられるのであります。併しなからかういふことは適當でございませぬので、漸次國家財政の許す範圍で助成等をいたしまして、立派な明るい火葬場、或いは墓地等を作つて行きたい、かように考えておる次第であります。

○小杉イ子君 ちよつとお伺いたします。どんな豪壯な墓地所有者でも地面を余り廣く所有しておりませんやう

でございしますが、一つについて幾坪の制限でございませうか、これをお伺いしたい。

次に私は墓は余り重きをおきませんでしたが、民主主義の思想に合はんかも知れませんが、墓場は豊かにしておきたいという希望を持っております。区画整理のときには必ず問題とされるであらうと思ひますことは、今後百年、二百年経過するに従つて、今日見る墓地は田畑、住宅に道われること確実と思ひますか、この意味において墓の制限がある。私の主義主張は、今日では墓石一本だけを立て、先祖代々その墓として遺骨をヤシヤシのいものやを記念する意味で納めさせるやうな項があつて欲しいと思ひます。それから管理人に対する注意等も、もう少し何かの方法で注意処分をして貰う項もあつて欲しいのであります。例えて申しますと、今まで死人に対しては、そのお嬢さんの最も大事にしていただハンドバツを入れておつた、それを持つていく人があつたとか、今まではどんな方でも、清物でも一番上等なものを着せてやつたものでございませう。入道など盗まれる虞れがあります。これらの点を具体的に法律の中に注意して頂きたいと、こう思ふのであります。

○政府委員(三木行治君) 墓地につきましても、その廣さ等につきましても、別に制限はございませぬ。又それを只今やろうとする考えもないのであります。段々場所なんかも住宅となり、いろいろするのであるからして、先祖代々の墓といふことで、一基にしたらどうかといふ御意見であります。御指摘になりましたやうに、人間の死といふのはどん／＼繰返されて行きます

が、墓地といふのは制限がございしまするので、そういうふうなことに相成ると存じます。併しなから繰返して墓地といふのは、先祖代々の墓、一基にすべきものであらうと規定いたしますことも如何かと存ぜられまして、成るべくこういう問題は、國民的感情に委ねて行くといふことが致し方がないのではなかつたかと考へられるのであります。尚管理人の取締につきましても、礼意を失してはならないものが、更に盗むといふが如きは以ての外でございします。それらに対する取締を十分にいたしますと共に、これらの該當者が若しと申しますれば、刑法によりまして、それ／＼処断して行きたい所存であります。

○藤田國君 二、三の点を伺いたいと存じます。これは先に山下委員からも御質問がありました、重複するかも知れませんが、第一條には、國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることがこの法の目的であるとありますが、ところが、この法律は事務的な法律であつて、ただ火葬、改葬、墓地、墓の云々というものであつて、それはさういふうちに許可を受けたり、或いは焼骨を納める手続はさういふうちにせよ、調べる場合は、それを拒んじやならないぞといふだけであつて、余りにも墓地、埋葬等に関する法律としては、日本古來の宗教的な國民感情といふものをあつとも取扱つていないので、ただ單に形式的にそれを扱

うだけといふことは、國民感情といふゆる墓地埋葬といふものとは合致しないと思ひます。従つて或いは墓地埋

葬等の取扱ひといふやうな点について、墓地等においても成るべくこの國民感情に合うやうな、清楚な高潔なといふやうな点は、一つもここには現れておりませんが、それでも今後差支えないのか、又さういふ点についてはどういふふうにお考えになつておるか、これを更に私は、先にも御質問がありましたが、どうも納得が行きませんので御質問申し上げたいと思ひます。

第二の点は、第十九條の、都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂その他のものの改造整備、又はその一部の使用の制限、禁止を命ずることができるといふ、この「公衆衛生その他公共の福祉の見地から」といふのがどういふ意味であるか。

それから第三は、碑標といふものの建設は、從來の規則には出ておりませんが、今度は全然出ておりませんが、これは自由になし得るか、この点も伺いたいと思ひます。碑標の中に骨を納める場合には、この規定に當てはまるか、骨を納めない場合は自由であるかどうか、この点であります。

それから墓地といふ点について、これも先程山下委員から御質問がありまして、聊か重複する点があるかと思ひますが、墓地は全部許可を受けなければならぬ、さうしてその墓地でないと、或いは死骸、或いはお骨を納めてはならない、從來の場合におきまして死葬埋葬の場合には、多くこのやうな墓地といふのにおいてお墓を作つておりましたが、焼骨を納める場合においては、自分の敷地内等に單独に一基を置くといふやうな風習が地方によつては相當あるのであります。その場合

にも墓地として厠を出して、さうしてその墓地に対してお骨を納めるという厠を出す。かういふことに相成るのであります。それは余りにも單なる事務的なことであつて、い／＼な点を考へても、左程それを取締る必要はないではないか、死体の場合には墓地以外に埋葬するのは工合が悪いといふことが分るけれども、焼いてお骨になつたものの場合においては、地方によつては今申上げましたやうに、家屋敷の一部に自分の父の遺骨を納めて、そしてそこで朝夕参拜するといふことにおいて、このい／＼風習をこれによつて阻害する必要はないやないか、かように考へますが、この点も伺いたいと思ひます。

もう一つ第四に、これも先に山下委員からの御質問の中にも幾分触れておりましたが、お骨を寺院に預ける、そしてそのお骨がいゆる寺院の佛堂の内陣に、或いは幾つでも大体三年間、或いは短かくて四十九日間預かる。それは地方によつては一つの風習になつております。それは宗教的行事から援うのであつて、それを納骨堂とするとは、これはもう全然考へが違ふのであります。そこで最少限度四十九日間乃至長い時には三年間寺院のところに預かつて、それから納骨をする、或いは納骨堂へ納めるという、かういふ風習が相當地方によつてはあるのであります。大きい寺程その預かつているお骨の分量が多いといふ場合もありませんが、これは全然こでいふところの納骨堂とはその趣を異にしておつて、宗教的行事の一つだと私は心得ておりますが、それを尙取締らうとされるのであるか、その点も御伺ひして置きたいと思ひます。

葬等の取扱ひといふやうな点について、墓地等においても成るべくこの國民感情に合うやうな、清楚な高潔なといふやうな点は、一つもここには現れておりませんが、それでも今後差支えないのか、又さういふ点についてはどういふふうにお考えになつておるか、これを更に私は、先にも御質問がありましたが、どうも納得が行きませんので御質問申し上げたいと思ひます。

第二の点は、第十九條の、都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂その他のものの改造整備、又はその一部の使用の制限、禁止を命ずることができるといふ、この「公衆衛生その他公共の福祉の見地から」といふのがどういふ意味であるか。

それから第三は、碑標といふものの建設は、從來の規則には出ておりませんが、今度は全然出ておりませんが、これは自由になし得るか、この点も伺いたいと思ひます。碑標の中に骨を納める場合には、この規定に當てはまるか、骨を納めない場合は自由であるかどうか、この点であります。

それから墓地といふ点について、これも先程山下委員から御質問がありまして、聊か重複する点があるかと思ひますが、墓地は全部許可を受けなければならぬ、さうしてその墓地でないと、或いは死骸、或いはお骨を納めてはならない、從來の場合におきまして死葬埋葬の場合には、多くこのやうな墓地といふのにおいてお墓を作つておりましたが、焼骨を納める場合においては、自分の敷地内等に單独に一基を置くといふやうな風習が地方によつては相當あるのであります。その場合

にも墓地として厠を出して、さうしてその墓地に対してお骨を納めるという厠を出す。かういふことに相成るのであります。それは余りにも單なる事務的なことであつて、い／＼な点を考へても、左程それを取締る必要はないではないか、死体の場合には墓地以外に埋葬するのは工合が悪いといふことが分るけれども、焼いてお骨になつたものの場合においては、地方によつては今申上げましたやうに、家屋敷の一部に自分の父の遺骨を納めて、そしてそこで朝夕参拜するといふことにおいて、このい／＼風習をこれによつて阻害する必要はないやないか、かように考へますが、この点も伺いたいと思ひます。

ます。どんな豪壯な墓地所有者でも地
面を余り廣く所有しておりませんよう
摘になりましたように、人間の死とい
うのはどんなに繰り返されて行きます
わゆる墓地埋葬というものは合致し
ないと思ひます。従つて或いは墓地埋
ては相当あるであります。その場合
い、自分の墓に身置に墓
を置くというふうな風習が地方によつ
ては相當あるのであります。その場合
いと思ひます。

もう一つは附則の最後の第二十七條
で「従前の命令の規定により納骨堂の
經營について都道府縣知事の許可を必
要としなかつた地域」これはどうい
う地域であるかということ、それから
これも外の委員からも御質問がありま
したが、従来の寺院等の周囲には、大
体において多数の墓地があるのであり
ますが、その墓地が厳格な意味におい
て一應大體届出であると思ふんですけ
れども、或いは届出ないもの、或いは
認可を受けておらないもの、そういう
ものは今度の法律の施行によつて全部
届出、或いは認可を受けさせる、私共
の記憶によりますと、ずっと以前に
何かの通牒が何かによつて墓地を一齊
に調査をし届出したことがあるように
記憶しております。ところがその場合
に實際やつて見るとどうしてもできな
い状態になつております。それは古い
お骨は、或いはお墓は誰のものやら、
もう何百年前のお墓を一々調べて見た
つて、書類もなければ、現実にそこに
墓はあるけれども、それを一々今度届
出の書類を作つてといつても到底困難
なことになつて来て、なか／＼面倒な
ことになるといふ状態で、中途で完成
しなかつたやに記憶しておることがあ
ります。若しや許可を受け、或いは
認可を受けておらないような古い寺
に墓地がある、或いは寺院の近くにあ
るものもありましようし、或いは塚の
ところにあるものもありましよう。そ
ういふものを今この法律によつて改
めて、或いは戦國時代の骨を調べ
にかかるとかいうようなことをなさる
ということとは、何も益のないことであ
つて、むしろ煩瑣に堪へんのではない

か。もう少しこの法律そのものが、先
の御質問にもありましたように、國民
感情に合つた教法的なものとして、そ
うして主として今後のそういう意味に
おいての國民感情を現わすような墓地
の取締とか、火葬場の取締というよう
なものに法律の主眼を置くべきじやな
いか、かように考えますが、こゝにい
点について伺ひたいします。
○政府委員(三木行政官) この法律案
におきましては、いわゆる國民の宗教
的感情といふようなことがどうも十分
に表現せられておらない嫌いがあると
いふ御意見であります。誠に第一條
を除きましては事務的な手続きが主体
になつておるのであります。併しなが
ら冒頭第一條におきまして、この各條
項を貫いたところの精神は「國民の宗
教的感情に適合し、且つ公衆衛生その
他公共の福祉の見地から」十分に留意
して丁寧にやらなければならぬといふ
ことを諷してあるものであります。こ
れらにつきまして施行に當りまして十
分に留意いたしまして、その趣旨の徹
底を図りたいと考えておる次第であ
ります。

それから第十九條におきまして「公
衆衛生その他公共の福祉の見地から」
いふ／＼な制限を付けるというよう
なことはどういふ場合であるかといふ御
意見であります。例えば墓地、納
骨堂或いは火葬場等の、まあ墓地を例
に取つて見ますと、墓地等につきま
しても、墓地自体につきましては何等
間然するところがない場合におきま
しても、その地域が人家稠密のところ
であり、そこに埋葬をやるというよう
な場合におきましては、公衆衛生上の見
地から甚だ困る事態が生じいたします

ので、そういう場合におきましては、
或る従前埋葬を許可せられておしま
した地域でありまして、これを一時こ
の区域に限つて埋葬を禁ずるような措
置を講じなければならぬ必要がある、
かような場合を称するのであります。
次に碑標の点であります。従前は
碑標に記載する文字につきましては、
制限があつたのでございますが、この
度にかような制限はいたさないといふ
所存でございます。
それから地方によつて單独に「墓
つ」の墓地を作るといふ風習もあるが、
さうな場合においても一々許可が要
るかといふ御質問であります。こ
れは一々許可を申請して頂きたい、か
ように考えるのであります。
次にお骨を寺院に集めた場合におい
ては、大きいお寺程多数の焼骨を預か
る場合もあり、その期間も概ね三十日
くらい程度であるが、これは宗教的
行事に過ぎないからして、納骨堂とし
ての許可申請を必要としないではない
かといふ御意見であります。これは
どういふ場合でありますか、私共實際
についてよく分らないのでございま
すが、ともかくこの法律の目的は國民
の宗教的感情と公共の衛生、そうして
犯罪の防止ということも狙つておりま
すので、それらの点から見ますとい
うと、それらの多数のお骨を三十日の
期間と言つても、それが連続して行
われるというような場合におきまして
は、本法の建前をいたしましては、納
骨堂として許可を申請して頂きたい、
かように考えるのであります。

尚附則の「必要としなかつた地域」と
いふのは、どういふところかといふこ
とでございますが、これは御承知のよ
うに從來納骨堂に関する取締規定は府
縣令によつておりましたので、地方に
よりましては、これらの府縣令の制定
のなかつた縣があるのであります。そ
の縣につきましての規定でございま
す。

それから最後に古い墓は、鎌倉時代
のもの、その他古い墓があり、その所
有者が分らない、無縁佛であるとい
ふようなものが多数ある、さうなもの
について、この際許可を得なければな
らんといふようなことは不可能でもあ
るし、國民的感情にも適さないのでは
ないかといふ御意見であります。誠
にそのように考えるのであります。併
しながらこれらの墓地につきまして
は、これが寺院の境内等でありまして
いふような場合におきましては、無縁
佛でありまして、墓地の管理者とい
うものはおのずからあるわけござい
まして、私共といたしましては、この
法律が出て参りましたが故に、一氣に
画期的なる行政を強力に推進いたし
して、よつて以て墓地の静謐を害す
といふようなことは、これはやるべき
ことではない、漸次漸進主義でやつて
行こうといふ考えであります。それ
故にこそ、地方の事情に適合して行
ます知事に大部分の権限を委ねて行
くといふことになつております。御了
承をお願いいたします。

○章委員(國君) 誠に言にくいような
言葉であります。少くとも墓地或
いは埋葬という法律をお作りになる場合
においては、キリスト教、佛教、その
他のいわゆる宗教的な慣行といふもの
を十分お調べの上にお作りにならない
と、日本國民の感情に合わないと思
うのであります。そこでいろいろお答

えがあつた中の第一の更に御質問を申
上げます。碑標の建設は從來一々警
察署長の許可を受けるということにな
つておつたのであります。これは
もう必要ないことにならるか、勿論文字
等についても同様であります。けれど
も、根本的に碑標を作る場合において
は許可は必要ないことにならるか。これ
はいろいろ意味において最近問題が
多く起つておると思ひますので、この機会
に更に伺つて置きます。
それから、その次の納骨堂という問
題、第二條にありますが「この法律で
「納骨堂」とは、他人の委託を受けて焼
骨を收藏するために、納骨堂として都
道府縣知事の許可を受けた施設をい
ふ。只今の局長の御答弁と、この法律
は随分食い違つておると思ひますが、
この法律では他人の委託を受けて焼骨
を收藏するために、納骨堂として許可
を受けた施設を言うのであります。こ
の收蔵するものであります。私の申上げ
るのは、佛教におきましては大体にお
いて多くの場合四十九日間、いわゆる
四十九日、又特定の人におきましては
一年乃至三年、それを御堂に預けて、
その間朝夕の誦經をして貰うという風
習があります。それは数が一つの場合
もありましようし、二つの場合もあり
ましようし、三つ四つの場合もあり
ましよう。それが納骨堂という概念とは
根本的に違ひはしないか。それを或る
納骨堂に納めるというものは、他人の委
託を受けて焼骨をすつと收藏して、そ
うしてその納骨を預かるというものが、
預かると言ひましても殆んど一生涯預
かるというのが中心でありまして、先
に私御質問申上げたものでは根本的に違
うと思ひます。この点多分御答弁が食

い違つておつたと思ひますから、更に
お伺ひいたす次第であります。

○政府委員(三本行治君) 納骨堂と申
しますものは、只今のお話にござい
ますように、焼骨を収蔵する施設で
ございまして、ただその収蔵という解釈
でございまして、草葉委員の御指摘に
なりましたように、これは必ず埋葬す
るのであるが、四十九日間はお寺に預
けるというが、ごときものは、御指摘に
なりました通りに、もう納骨堂という
施設でなくて結構であると、かように
考える次第であります。尚碑標の点に
つきましては従来は御指摘になりました
たように、一定の例えは御位でありま
すとか、位階であるとかいうようなもの
の以外を記載する場におきましては、
これは許可を受けることになつておつ
たのでございまして、さうな点につ
きましては、この法律の國民の宗教的
感情及び公衆衛生という見地からは、
さうな制限をする必要もないであら
う。従つて若し不穩当なものを記載す
るということにつきましては、これは
國民の良識に従つて判断をするべきも
のではないか。かように考える次第で
あります。

○山下義信君 この機会にちよつと尋
ねて置きますが、この墓地とか、火葬
場とか、納骨堂とかいう所管事務が厚
生省になつておる。例えば厚生大臣は
この法律についてどれだけ関係があり
ますか。それからこれは三本さんのと
ころでお扱いでありましようか、現在
何か事務がありますか。若し大して厚
生省で事務がないならば、ただ重大
であるから、或いは公衆衛生に關係が
あるからという程度で、厚生省のこう
いう一事務にして置くか、或いはこう

合によりましては、この火葬場の経営
によつて上つて参ります純益が相当
莫大なものがある場合も予想されま
すので、むしろ一方におきましては、社
会事業等の團體が、この利益を極く
宗教的な嚴肅な意味において經營し
て、その収益を社会事業等に使うとい
うような方面に今後相当に御指導を願
うと、社会事業が今持つております一
つの困苦というものが、苦しみが相当
解消されるのではないかと。実はこれは
直接の問題ではありませんが、今後、
府縣等を御指導される場合において、
さうなことをこの機会に特に御意思
を承つておいて、できるならばお願い
したいと思つております。

○政府委員(三本行治君) 火葬場の經
営者についてであります。私共の
只今の方針としては、なるべ
くこれを公共團體でやつて行くとい
うように持つて行きたい。そして最も
先祖を祀るにふさわしい、聖なる魂を
祀るはふさわしい行事として行なつて
行けるようにしたいという所存でござ
います。法律としては極めて
消極的であります。指導の面、或
いは助成の面につきましては、非常に
熱意を持つてゐるつもりでございま
す。ただ社会事業の團體にやらせると
いう問題につきましては、私共は今ま
で実は研究いたしておりませんので、
社会局等とも相談いたしまして慎重研
究をいたしたいと思ひます。

○堀井伊之君 埋葬、埋蔵等に関して
であります。世の中にはいろいろ面
白い人があつて、骨を粉にしていわゆ
る風葬を行う、空からばら撒いてしま
う、或いはインドのガンジスみたいな
遺骨をガンジス河へ流してしまつと、

こういつたようなものはないではない
のであります。こういつたものはこの
法律適用外になるのでありましよう
か。それを先ず一つ伺ひたいと思ひま
す。

○政府委員(三本行治君) 私も新聞で
いつか、風葬というのを、飛行機で骨
粉を撒くという記事を見たことがござ
います。実はこの法律案におきまして
はさうな場合を予想いたしておりま
せんが、若しさうなことがあるとい
たしまして、今日大多數の國民感情
をいたしまして、風のまにまに撒くこ
とが死者の冥福を祈る一番いい方法で
あるとかいうことにはちよつと賛成い
たしにくいのではないかと思ひます。
まあ特別な理由があるかも知れませ
んが、私共としてはやはりこの
法律で取締つて行きたいと、かように
考えるのであります。

○堀井伊之君 次はこの經營者の問題
ですが、「經營しようとする者は」と
ありますから、極端に考えるならば、
さつき草葉委員の言われましたよう
に、或る料金を以て或る程度営利的の
目的を以て經營することが不可能でも
ないと思はれるのであります。そう
いうこともやはり予想しておるのであ
りますか。若しさういふことは成るた
け止めさせたいというならば、はつ
きり公共團體とか何とかいつたふう
にした方がはつきりするのじやなから
うか。その点を伺ひます。若し個人でも
この目的を達するような施設をするな
らば許すといふことではありますな
らば、その取扱料金をどうにかしまし
ても都道府縣知事の規定に俟つのであ
りましようが、やはり制限をして行か
なければならぬと思ふ。又それが

営利的の多少の目標を持つておるもの
でしたらば、やはり一つの事業と見
なければならぬのじやないか、こう
いうことは事業と見て行つていいか。
そうすると、そこに又課税問題とい
うものも出て来るのであります。その
点はどうかといふことをお尋ねいたし
ます。

○政府委員(三本行治君) 御指摘にな
りました經營といふことが「經營しよ
うとする者は」といふやつであります
が、この經營者といふものは、私共は
設置者と同義語に解釈しておるのであ
りまして、御指摘になりましたように
今後私的な營業を許す所存であるかと
いうことにつきましては、私共は公共
團體にやらせる。そして私的なもの
には許さない、私的なと申しますのは、
営利を目的とする企業としては許さ
ない、こゝろの方針でございまして、た
だ御存じのように所によつては現在私
的な企業と申しまするか会社がつてお
る所もあるものであります。これらの
事實はまあ一應認めなければならぬと
思ふのであります。その場合におき
まして、この法律によりまして、そ
れらの業者の公共性というものは随分
縛られるといふことになると思ひま
す。料金或いは課税の問題につきまし

○政府委員(三本行治君) 只今私の方
でやつておりますこの墓地火葬に關
します事務としては、この法令
に關する問題及びこの法令の解釈に關
する問題及び資料の斡旋等の關係でござ
います。御指摘になりましたよう
に、私共といたしまして、これらの
國家事務は成るべく知事に委して行く
という方針で、大部分の事務は知事の
ところへ持つて行くという所存でござ
います。ただこれらの中央の問題とい
はしましては、建設院との關係、或い
は法規關係、或いは國全体の資料の關
係といふようなものも、やはり中央に
残しておくべき事務が若干はあるよう
に思はれるのであります。

○草葉國君 この機会に、直接關係
はありませんが、今後のいふん
な關係のために特に御質問をし、かた
がたお願いを申上げておきたいと思
ひます。この第二條の第七項にありま
す。「この法律で「火葬場」とは、火葬
を行うために、火葬場として都道府縣
知事の許可を受けた施設をいう。」こ
の火葬場についてであります。こ
ういふことを申上げると甚だ恐縮であ
ります。火葬場はいろいろの意味
におきまして宗教的な最も聖なる所
で、嚴肅な所であるのであつて、従つ
て火葬場の經營といふものは、或いは
宗教的な團體を中心に考へて然るべき
ものだと思ひます。併し場

○政府委員(三本行治君) 只今私の方
でやつておりますこの墓地火葬に關
します事務としては、この法令
に關する問題及びこの法令の解釈に關
する問題及び資料の斡旋等の關係でござ
います。御指摘になりましたよう
に、私共といたしまして、これらの
國家事務は成るべく知事に委して行く
という方針で、大部分の事務は知事の
ところへ持つて行くという所存でござ
います。ただこれらの中央の問題とい
はしましては、建設院との關係、或い
は法規關係、或いは國全体の資料の關
係といふようなものも、やはり中央に
残しておくべき事務が若干はあるよう
に思はれるのであります。

○草葉國君 この機会に、直接關係
はありませんが、今後のいふん
な關係のために特に御質問をし、かた
がたお願いを申上げておきたいと思
ひます。この第二條の第七項にありま
す。「この法律で「火葬場」とは、火葬
を行うために、火葬場として都道府縣
知事の許可を受けた施設をいう。」こ
の火葬場についてであります。こ
ういふことを申上げると甚だ恐縮であ
ります。火葬場はいろいろの意味
におきまして宗教的な最も聖なる所
で、嚴肅な所であるのであつて、従つ
て火葬場の經營といふものは、或いは
宗教的な團體を中心に考へて然るべき
ものだと思ひます。併し場

○政府委員(三本行治君) 只今私の方
でやつておりますこの墓地火葬に關
します事務としては、この法令
に關する問題及びこの法令の解釈に關
する問題及び資料の斡旋等の關係でござ
います。御指摘になりましたよう
に、私共といたしまして、これらの
國家事務は成るべく知事に委して行く
という方針で、大部分の事務は知事の
ところへ持つて行くという所存でござ
います。ただこれらの中央の問題とい
はしましては、建設院との關係、或い
は法規關係、或いは國全体の資料の關
係といふようなものも、やはり中央に
残しておくべき事務が若干はあるよう
に思はれるのであります。

○草葉國君 この機会に、直接關係
はありませんが、今後のいふん
な關係のために特に御質問をし、かた
がたお願いを申上げておきたいと思
ひます。この第二條の第七項にありま
す。「この法律で「火葬場」とは、火葬
を行うために、火葬場として都道府縣
知事の許可を受けた施設をいう。」こ
の火葬場についてであります。こ
ういふことを申上げると甚だ恐縮であ
ります。火葬場はいろいろの意味
におきまして宗教的な最も聖なる所
で、嚴肅な所であるのであつて、従つ
て火葬場の經營といふものは、或いは
宗教的な團體を中心に考へて然るべき
ものだと思ひます。併し場

ましようが、やはり制限をして行かなければならぬと思う。又それが縛られるということになると存じます。料金或いは課税の問題につきまし

としての許可を受けたものをいうのである。であるからこの納骨堂というのは別に一棟建てなければならん規定とこれを解釈するか、建てなくても納骨堂として何百というものを棚に並べ

て置く。それを早く取りに来る者は三十五日で取りに来る者もあろう、一年程置いて呉れというても遂にそれが十年になるものもあろう、墓を造るまでといつてもそれがいつまでも掛るものもあろう、實際はそうなのです。實際は寺に預けたきりで取りに來ない遺骨というものは相当にあるのでありまして、今草葉委員の言われた或る日数を限つて宗教行事の一環としてごく短い数日間預けておるといふのは、そのうちの一種類なのである。それが殆んど寺院……焼骨を預かるということが

寺院経営の一つの條件、一つの要素になつてゐることは万人の認めるところである。それで、それは納骨堂ではない、一棟別に建てるのではないから、一棟別にした施設ではないから納骨堂としては扱わんということになる。そうすると納骨堂の許可を受けなくても、他人の健骨の寄託を受けるものも認めるということになる。それでありますから、その限界を何処に置くかというのを明白にいたさなければならん、私共はこれを別に建物を建てたなどというのを條件にするならば、法律

にそれを明らかにいたして置かなければならん、そこで施設ということをとらば、ういかと私が質疑をいたしたらば、もういわゆる慣例的に焼骨一つの寺院経堂の一項目として、もう寺院の塔堂内に、屋内に置いて、多数もう慣習的に取扱つておるといふものをこの納骨堂という扱いにしなければ、無許可

で他人の寄託を受けておるといふことになれば、悉くこの第十條の規定に反するところの罰則も加えて行かなければならぬといふことになる。それで納骨堂として認めるといふことになれば、それ／＼管理の手續をやるかして行かなければならぬ。それ／＼公衆衛生の見地なり、公衆福祉の見地なりでその取締りをしなくちゃならぬ。無許可でそれをやるのだといふならば何も現状に対しての恩典ではないのでありまして、政府委員としては御遠慮なしにその見解を御明白にする必要であると思ひますから、速記がおりますから今一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(三本行治君) 更に発言をするの機会を與えられましたから、私から御答弁申し上げたいと思ひます。

山下委員の御指摘になりましたようにこの納骨堂といふものは目的が無期限に焼骨を収蔵するといふ目的である場合にはこれは納骨であり、納骨堂の許可がなければならぬ。但し施設等につきましては地方の実情によりまして、別の施設でなくとも寺院等の内陣等におきまして預かる場合におきましても差支えない、別の所へコンクリートの建物を要求するのではないといふことを申上げたのであります。尚、草葉委員からお尋ねがありました宗教上の行事として預かるというような場合におきましては、これはいわゆる一時寄託の問題でありますからして、それ七七四十九日にならましようとも、或いは委員長の御指摘になりました一年にならましようとも、一時的のものであるという場合におきましては、これは納骨堂としての許可を経なくても

それらの寄託事務を扱つても違反でない、かように考へておる次第であります。

○小杉イ子君 ちよつと草葉委員に伺ひたいことがございまして、今日まで神道、キリスト教は遺骨を預かつておりませんが、只今ではそれを預かる。神道のためにはどのくらい喜んでおるか、安心しておるか分りません。お寺の方ではこれを丁寧に供養いたしておられますが、これに対するお礼と申しますか、お布施と申しますか、その規定があつたようでございますが、今は如何な規定になつておりますか、草葉先生にそれを伺ひたいと思ひます。それから遺骨預料といふものを決めて置かれることは如何なものかといふことを政府委員に願ひたいと思ひます。

○草葉國君 後で如何なものでありましようか。――そうすると、ちよつとこの機会に政府委員にも一つ伺ひたいと思ひます。従来の陸軍墓地の關係は如何／＼その後變つておるようですが、この機会に一つ伺ひたいと思ひます。それで、ちよつと私の存じております範圍では、大蔵省がこれを、各ありまする地方の市、多く市のようでございますが、まあ市町村と言ふ方がよいかも知れません。そこへ一應管理を委託したような形を取つておるようでありますけれども、どうもいろいろな意味においてはつきりいたさずに、地方でも区々のような状態であり、併しこれは一方から申しますと、軍人であつた、戦争に敗れたといふような人／＼なことがらで、顧みる人もないような状態であり、併し併しここでもあ一種の墓地といふ

ような意味においての考へを以てやることにちよつとも寄かでないのではない、か、そういう意味において、厚生省の一つの所管に当然移つて、そうしてこれを取扱つて行くべきものであると考へますが、陸軍省、海軍省のなくなつた後におけるいわゆる旧来の陸軍墓地の取扱ひについてのことを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(三本行治君) 旧陸軍墓地につきましては、國有財産といつたしまして大蔵省が所管をいたしておるのであります。が、實情は草葉委員の御指摘になりましたように、市等の公共團體に依託して管理せしめておるといふことになつておると存するのであります。これを厚生省所管として十分に管理をして行くつもりはないかどうかといふ御意見であります。それは國有財産として処理の全般的の關係もございします。大蔵省方面或いは建設院方面とも連絡いたしまして、研究の上善処いたしたいと考へる次第でございます。

○井上なつゑ君 只今塚本委員長が御述べになりました墓地を全部變えることについてでございますが、私共の村で前に墓地を全部移したことがございします。そのときに最後に埋めた人から何年間という経過でもいたしておりませんと、いろ／＼村の人の氣持も悪くなりますし、宗教的にも又教育上にも非常に影響がございまして、骨が出て来たとか何とかといふことがございします。こういう規定をお作りになりますときには、そういう点も、公衆衛生の点からも、そういう点も御考慮頂けるならば頂きたいといふことを願ひたいして置きます。

○政府委員(三本行治君) 井上委員の御指摘になりました場合は、多分都市計画或いは特別都市計画等の一つの場合同と考へられるのであります。そういう場合におきましては、御意見の通り埋葬後間もない死体があるお墓があると思ひます。そういう時期を避けるといふことは、人間の死といふものが絶えずありますので、これはとてもできないことでございます。そういう場合にはございましては、やはり発掘いたしまして死体を火葬等いたしましたので、十分丁寧に取扱うといふことを從來やつておつたようでございます。從いましてこれは特にそれらの事項を規定いたさなくても、この運用で十分やつて行けるのではない、かように考へるのであります。

○委員長(塚本重藏君) 本日の質疑はこの程度にいたしまして、次回は五月二十九日午前十時から続行したいと思ひます。本日はこれにて散會いたします。

午後零時八分散會

出席者は左は通り。

委員長

塚本 重藏君

理事

今泉 政喜君

谷口 彌三郎君

宮城タマヨ君

委員

内村 清次君

中平 常太郎君

三本 治朗君

池田宇右衛門君

草葉 隆圓君

中山 壽彦君

木内キヤウ君

井上なつゑ君

小杉 イ子君
堀井 伊介君
山下 義信君
米倉 龍也君
千田 正君
小川 友三君
政府委員
厚生 技官
(公衆保健局長)
三本 行治君